政治結社大日本帝神会
東京北未来同友会
日本知的障害福祉政治連盟
日本同和解放全国連合会兵庫県姫路市連絡協議会
三井わきおと進む会
未来のまちづくりを育むフォーラム
勇心会

○総務省告示第四百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十四日　総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類　資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
進藤金日子	参議院議員　進藤農業農村政策研究所	東京都港区新橋五―三三―九	二七、一〇、二〇
真山　祐一	衆議院議員　祐会	東京都千代田区永田町二―一一―二	二七、九、一七
山田　宏	参議院議員　山田宏事務所	東京都杉並区上荻一―一八―三	二四、一一、一七

○総務省告示第四百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十四日

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
角田　秀穂	角田秀穂後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一一―二	千葉県船橋市芝山五―五〇―六	二七、九、一四
増山　壽一	増山としなずの会（中小・小規模事業を元気にする会）	政治団体の名称	増山としなずの後援中央会（いとぶき会）	増山としなずの会（中小・小規模事業を元気にする会）	二七、九、七
		主たる事務所の所在地	東京都目黒区東山一―一一―一七	東京都目黒区東山一―一一―一五	
山本　剛正	剛山会	主たる事務所の所在地	東京都世田谷区下馬六―一九―三	福岡県福岡市東区馬出四―一〇―七	二七、八、一
吉田　宣弘	吉田のぶひろ後援会	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前四―三六―三一	福岡県福岡市東区箱崎一―一―一五	二七、八、一〇
吉村　洋文	友洋会	公職の種類　主たる事務所の所在地	衆議院議員　東京都千代田区永田町二―一―二	大阪府大阪市北区西天満四―一―一二	二七、一〇、二
是枝　秀一					二七、一〇、一九
船橋　賢二					二七、八、三一
西村　孝志					二七、八、三一
松原　啓					二七、九、二八
三井　辨雄					二七、九、三〇
須之内貴孝					二七、七、三一
會田　武夫					二七、三、三〇

官庁報告

官庁事項

農用地等の確保等に関する基本指針

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第３条の３第１項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第２項において準用する同法第３条の２第５項の規定に基づき、公表する。

平成27年12月24日　農林水産大臣　森山　裕

農用地等の確保等に関する基本指針

（注）　下線部分が変更箇所。

農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第４条及び第23条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画では、主要品目ごとの生産努力目標とともに、農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積及び耕地利用率が示されたところである。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この基本指針は、法第３条の２に基づき、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示し、この考え方が都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針に、更には、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものである。

第１　農用地等の確保に関する基本的な方向

(1)　確保すべき農用地等の面積の目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成37年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（平成26年405万ヘクタール）よりも２万ヘクタール減の403万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

(2)　農業振興地域制度の適切な運用

農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、都道府県及び市町村は、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。